

(写)

学通第2号
令和5年2月1日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会長 高妻 紳二郎



通学区域の設定について（答申）

令和5年1月31日付、教通区第95号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の設定を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 元岡地区新設中学校（仮称）の通学区域の設定について

（1）設定内容

元岡地区新設中学校（仮称）（以下「新設中学校」という。）の通学区域は、元岡中学校の通学区域のうち、次の区域をもって設定する。

- ア. 周船寺小学校の通学区域
- イ. 西都小学校の通学区域

（2）実施時期

新設中学校開校時の令和8年4月1日から実施する。